

○稲沢市祖父江町体育館

問合先：スポーツ課（☎ 0587-34-6318）

施設区分		利用区分		使用料(円)		
				現行	改定後	市外料金 (2倍) ※ 1
専用利用	主競技場/スポーツ (営利のためのスポーツを除く) の場合で、入場料を徴しないときに限る	全面/入場料を徴しないとき	午前(9時～12時)	2,880	3,450	6,900
			午後(13時～17時)	3,840	4,600	9,200
			夜間(18時～21時)	7,200	8,640	17,280
		半面/入場料を徴しないとき	午前(9時～12時)	1,440	1,720	3,440
			午後(13時～17時)	1,920	2,300	4,600
			夜間(18時～21時)	3,600	4,320	8,640
	剣道場	午前(9時～12時)	600	720	1,440	
		午後(13時～17時)	960	1,150	2,300	
		夜間(18時～21時)	1,800	2,160	4,320	
	柔道場	午前(9時～12時)	600	720	1,440	
		午後(13時～17時)	960	1,150	2,300	
		夜間(18時～21時)	1,800	2,160	4,320	
	研修室	午前(9時～12時)	840	1,000	2,000	
		午後(13時～17時)	1,200	1,440	2,880	
		夜間(18時～21時)	1,700	1,820	3,640	
	ミーティングルーム	午前(9時～12時)	500	500	1,000	
		午後(13時～17時)	700	700	1,400	
		夜間(18時～21時)	1,000	1,000	2,000	
	競技役員室・選手控室	午前(9時～12時)	—	700	1,400	
		午後(13時～17時)	—	900	1,800	
		夜間(18時～21時)	—	1,200	2,400	
個人利用	トレーニングルーム	1人1回 大人(高校生以上)	120	廃止		
	小体育室	1人1回	—	140	280	

※ 1 市外料金は市内に在住、在勤又は在学する個人及び市内の法人その他の団体以外の者が利用する場合に適用する

※冷暖房設備の使用期間中は、当該区分使用料に50%を加算した額とし、10円未満の端数が生じたときは切り捨てるものとする（冷暖房設備のある部屋に限る。）

施設区分		利用区分		使用料(円)	
				現行	改定後
備 品 等	舞台・照明設備	1式		4,110円	4,190円
	放送設備	1式		1,540円	1,570円
	主競技場・研修室	折りたたみ椅子101脚以上500脚以下		2,050円	2,100円
		折りたたみ椅子501脚以上		3,080円	3,140円
		フロアシート 1式		2,050円	2,100円
	冷暖房施設	基準使用料の		半額	半額
その他 (主競 技場の み) ※ 2	会場準備	当日以外 基準使用料の		半額	半額
	営利スポーツ利用	基準使用料の		5倍	5倍
	スポーツ以外利用	入場料なし 基準使用料の		5倍	5倍
		入場料あり 基準使用料の		20倍	20倍

※ 2 市外料金適用者には、市外料金に対して、各利用区分の倍率を乗じて算出した金額を徴収する